

皇極朝の阿倍氏

——乙巳の変の歴史的前提——

笹川尚紀

【要約】 小致は、乙巳の変に至る政治過程を、阿倍氏の動向を通じて究明したものである。

第一章では、『日本書紀』と『藤氏家伝』上における乙巳の変に至る事実経過の差異について検討した。中臣鎌足の撰津三島退去、軽・中大兄への接近は、上宮王家滅亡事件以前の皇極朝初頭に求める『藤氏家伝』上の記載を支持すべきこと、『日本書紀』の記載は、その編纂者による並べ替えの所産であることを明らかにした。

第二章では、『日本書紀』皇極三年正月乙亥朔条および『藤氏家伝』上にみえる軽皇子の宮の所在地に関し考察を加えた。中臣鎌足の別業と同じく三島に所在し、その設置は姻戚氏族であった阿倍氏が所領を提供したこと由来すると推察される。これにより、軽皇子と姻戚氏族である阿倍氏が強固に結び付いていたことを改めて確認し得た。

第三章では、大化の左大臣で阿倍氏の族長的地位にあった麻呂の動静に焦点を絞り論及を試みた。『日本書紀』推古三十二年一月癸卯朔条および舒明即位前紀から、阿倍内麻呂は蘇我氏本宗家と近い間柄にあったことがわかるが、前章までの成果を踏まえるに、中臣鎌足が軽皇子に近付いた皇極朝初頭段階にはその関係は破綻を来していたと捉えてよい。だからこそ、阿倍氏と密接に繋がっていた軽皇子に中臣鎌足は接近したのである。

舒明即位前紀から、阿倍内麻呂は大夫のなかでも有力者であったことが窺える。かかる人物が反蘇我の旗幟を鮮明にしていたと目されることより、少なくとも皇極朝の初頭段階では、蘇我氏本宗家の政治的孤立が進んでいたと想定し得るのである。

史林 八七卷一号 二〇〇四年一月

はじめに

乙巳の変に至る政治過程、ならびに「大化改新」と称される孝徳朝の政治改革に関しては、注目すべき研究が数多く蓄積されている。これらにより、『日本書紀』(以下、『紀』と略)^①の七世紀の記述にも、少なからぬ虚偽の内容が含まれていることが明らかになった。本稿の検討対象となる乙巳の変までの経緯については、かかる成果の上に立って、軽皇子(孝徳)あるいは蘇我倉山田石川麻呂の主導的役割を強調する見解が最近呈されている。しかしながら、説得力に欠ける部分が多く、研究者の共同認識までには至っていない。結局のところ、皇極朝における蘇我蝦夷・入鹿の専権を打破すべく中臣鎌足・中大兄皇子らが蹶起したとする『紀』の叙述の大枠を踏襲するのが通説的な理解となる。『紀』の史料批判を出発点としなければならぬ同時代の政治史的考察の難しさを痛感するが、この研究状況を克服するためには、基礎的な事実を確定していく緻密な作業が不可避となる。

影しい先行研究を検するに、大夫(マヘツキミ)層の政治的動向があまり論じられない傾向が強い。それは史料の僅少さもさることながら、皇極紀が語る蘇我氏本宗家の専権は、『紀』編者により文飾が行われたにしろ、ある程度史実として諒解し得るといふ認識に因むと推量される。しかるに、大夫は国家的な政策の決定に携わった政治的な特権集団なのであり、それを構成する氏族の動向、具体的には蘇我氏本宗家との関係を析出することは、乙巳の変の原因を究明する上で非常に重要になると考えられるのである。

如上のようなことを念頭に置き、本稿ではまず、『紀』および『藤氏家伝』上(以下、『家伝』と略)^③を比較分析することで、中臣鎌足による乙巳の変断行に向けた諸活動を時間的に正しく位置づけする。その上で、大夫を構成した阿倍氏の族長たる大化の左大臣・麻呂の動向に焦点を据え、乙巳の変に至る複雑な政治状況の変遷を復元していく。

ここで、阿倍氏についての先行研究を概観するが、『紀』や『古事記』に同氏に関する史料がそれ程載録されていない

ことから、大化前代を対象とする専論は極めて乏しい。むしろ、大嘗祭における職務が『延喜式』や『北山抄』といった儀式書等に確認されることより、儀礼的な側面からのアプローチが主流を占める感が強い。かくして、大化以前の阿倍氏の政治的動向を辿るには必ずしも恵まれた状況とは言い難いが、筆者は今まで余り注目されてこなかった同氏の拠点を考証の手掛かりとし、新たな所説の提示に努めていく所存である。

かつて岸俊男は、奈良県高市郡明日香村阿部山に所在する古墳時代終末期のキトラ古墳の被葬者について、平安中期に遡る地名・阿部山^⑦に着目し以下のように述べた。「アベ山」という小字名は大和国内では他に桜井市に二例しか見出せないが、それらはその付近を本拠とした阿倍氏に由来する。よって、明日香村の阿部山も阿倍氏と関係があつた箇所と判断でき、畢竟、阿倍朝臣御主人がその被葬者として推測される。もとより、本稿はキトラ古墳の被葬者を論じるものではないが、かような手法が筆者の発想の扉を開く鍵となつたことを予め明記しておきたい。

① 『日本書紀』は「新訂増補国史大系」による。以下、出典を記さないものは全てこれに基づく。

② 遠山美都男「『乙巳の変』の再構成——大化改新の新研究序説」『古代王権と大化改新 律令制国家成立前史』、雄山閣出版、一九九九年、初出一九八九年。篠川賢「乙巳の変と蘇我倉山石田石川麻呂」『乙巳の変と「大化」の新政権』『日本古代の王権と王統』、吉川弘文館、二〇〇一年、初出一九八三・九二年。

③ 『藤氏家伝』は、沖森卓也他著『藤氏家伝 鎌足・貞恵・武智麻呂伝 注釈と解釈』(吉川弘文館、一九九九年)による。

④ 大塚徳郎「阿倍氏について(上)・(下)」『続日本紀研究』三一—〇・一一、一九五六年、志田諄一「阿倍臣」『古代氏族の性格と伝承』、雄山閣出版、一九七一年、初出一九六七年、など。

⑤ 阿倍氏は卯の日に「侍」宿文武官分番以上簿」を奏上し(『延喜式』踐祚大嘗祭・油以下条、『続日本紀』宝龜二年一月癸卯条など)、午の日に吉士集団を率い吉志舞を奏することとなっている(『北山抄』巻第五・大嘗会事(改訂増補故実叢書)31、『日本三代実録』貞觀元年一月一九日甲午条など)。

⑥ 大橋橋弥「吉志舞について」『日本古代の王権と氏族』、吉川弘文館、一九九六年、初出一九七七年、佐藤長門「阿倍氏と王権儀礼」『日本歴史』五四〇、一九九三年、など。

⑦ 延久二(一〇七〇)年九月二〇日(興福寺大和国雑役免坪付帳)〔平安遺文〕九一四六三九・四六四〇号)に「安部山庄田畠五町八段」とみえる。

⑧ 岸俊男「古墳の位置」『季刊 明日香風』一〇、一九八四年。

第一章 中臣鎌足の摂津三島退去の時期

周知のことであるが、乙巳の変に至るまでの中臣鎌足の動向は、『紀』と『家伝』との間で食い違いをみせている。

『紀』では、皇極二年一月の上宮王家滅亡事件の後、皇極三年正月に三島へ退居して軽皇子に接近、続いて中大兄皇子に近づき、彼と蘇我倉山田石川麻呂の女との婚姻の仲介を行ったとする。一方の『家伝』は、舒明朝初頭に三島に退居し、上宮王家滅亡事件以前の皇極朝初頭に軽・中大兄への接近がなされ、それ以後に中大兄と蘇我倉山田石川麻呂の女との婚姻の仲立ちを行ったと語っている。左に以下の論述に直接関係する箇所を抜粋する。

【史料①】『紀』皇極三年正月乙亥朔余

三年春正月乙亥朔、以中臣鎌子連_二拜_三神祇伯。再_三固辞不_レ就。称_レ疾退居_三三嶋。于時軽皇子患脚不_レ朝。中臣鎌子連曾善_二於軽皇子。故詣_二彼宮_一而将_レ侍宿。軽皇子深識_二中臣鎌子連之意氣高逸、容止難_レ犯、乃使_レ寵妃阿倍氏、淨_二別殿_一高_二鋪新麿_一、靡_レ不_二具給_一、敬重特異。中臣鎌子連便感_レ所_レ遇而語_二舍人_一曰、殊奉_二恩沢_一、過_二前所望_一。誰能不_レ使_レ王_二天下_一耶。謂_レ宛_二舍人_一、為_レ駭使_二也。舍人便以_レ所_レ語陳_二於皇子_一。皇_二子大悅_一。

【史料②】『家伝』

及_二岡本天皇御宇之初_一、以_二良家子_一、簡授_二錦冠_一、令_レ嗣_二宗業_一。固辞不_レ受、帰_二去_三三嶋之別業。養_二素丘園_一、高_二尚其事_一。俄而岡本天皇崩。皇后即位。王室衰微、政不_レ自_レ君。大臣窃_レ慷慨之。于時、軽皇子、患_レ脚不_レ朝。大臣、曾善_二於軽皇子_一。宿故、詣_二彼宮_一而侍宿。相与_二言談_一、終夜忘_レ疲。軽皇子、即知_二雄略宏遠、智計過_レ人、計_二特重_一礼遇、令_レ得_二其交_一。專使_二寵妃_一、朝夕待養。居処_二飲食_一、甚異_二常人_一。大臣既感_二恩待_一、潜告_二所_レ親舍人_一曰、殊蒙_二厚恩_一、良過_二所_レ望。豈無_レ令_二汝君為_二帝皇邪_一。君子不_レ食言、遂見_二其行_一。舍人伝_二語於軽皇子_一、皇_二子大悅_一。然、皇子器量、不_レ足_二与_二謀_一大事_一。

上記のような差異に関し、従来は『紀』『家伝』のいずれか一方を是として論を組み立てることが多かったといえる。ところが、吉川敏子は最近、新たな解釈を公表した^①。まず吉川は、鎌足の三島退去について、『紀』の皇極三年・『家伝』の舒明朝初年という年紀は種々の点で不自然さに満ちているとする。その上で『家伝』の「及岡本天皇御宇之初」は本来、「及後岡本天皇御宇之初」か「後岡本天皇御宇之初」であったとし、「後」の脱落ないしは「及」を「後」の誤写と推定、一方の『紀』の皇極三年に関しては、「三」と「元」が誤写され易いことを踏まえ、元々は皇極元年であったのだが『紀』編者が誤って皇極三年に係けてしまったと解釈した。要するに、吉川は鎌足の三島退去の時期を皇極元年に求めているのだが^②、この解釈には問題がないのであろうか。

そこで、吉川の指摘をやや詳しくみてみたい。『紀』および『家伝』の年紀がともに相応しくないとする根拠は、以下の四点にある。(ア) 鎌足は舒明元年の時点では一六歳であり、その年齢で「嗣宗業」^③ 中臣氏全体を統率し王権に仕奉するのは幼きに過ぎる。(イ) 『家伝』には、三島退去記事の直前に旻法師の堂で鎌足らが周易を学んだとみえるが、旻法師の唐からの帰国は舒明四年のことで、彼からの教授の時期は「岡本天皇御宇之初」とは言い難い。ここに『家伝』は自家撞着を露呈している。(ウ) 皇極三年に中大兄と蘇我倉山田石川麻呂の女(遠智娘)との間に婚姻関係が結ばれたとすると、両者の第二子となる持統の生年を大化元(皇極四)年とする『本朝皇胤紹運録』^④の記載と抵触する。また、『家伝』には「及三春忽至、百兩新迎」とみえるが、これによれば両者の婚姻は皇極四年の春に行われたことになる。よって、持統のその年における誕生は絶対にあり得ない。(エ) 『上宮聖徳太子伝補闕記』^⑤には蘇我入鹿と共に軽皇子が山背大兄王らを襲撃したとあり、事件後に鎌足がこのような人物に接近を試みたとは到底考え難い。

(ア) (イ) は『家伝』、(ウ) (エ) は『紀』の年紀に対する難点を指摘したものである。このうち(エ) は的確な見解と考えるが、その他は少なからず問題を有している。

まず(ア) であるが、果たして「令嗣宗業」という記載を史実として把握することができるのか。【史料①】にみえ

る神祇伯は明らかに後世の追筆であるが、それを踏まえ『家伝』編者が「令嗣宗業」と記した可能性を考慮しなければなるまい。横田健一は「宗業」という表記にとらわれることなく、単に神祇関係の職に就任させるといふ解釈を示唆しているが、祖先顕彰のためこのような事実に変更の手が加えられたとも想定されよう。なお、若干注意すべきは『続日本紀』文武二年八月丙午条「詔曰、藤原朝臣所賜之姓、宜令其子不比等承之。但意美麻呂等者、縁供神事、宜復旧姓焉」である。この文武の詔により藤原朝臣の姓は不比等とその子孫に限られ、神祇職と直結する姓である中臣朝臣とは峻別されることとなる。『家伝』は不比等の孫となる大師・仲麻呂が著したものが、【史料①】の「以良家子、簡授錦冠、令嗣宗業。固辞不受」という文は、先の詔の内容を踏まえた叙述とも目され、造作を視野に入れた分析が今後必要となるのではないか。

次に(イ)であるが、行論の都合上、最初に『家伝』の関係部分を摘記したい。

【史料③】

寵幸近臣宗我椽作、威福自己、權勢傾朝。咄咄指麾、無不靡者。但、見大臣自肅如也。心常恠之。嘗群公子、咸集于旻法師之堂、讀周易焉。大臣後至、椽作起立、枕札俱坐。講訖將散、旻法師擊目留矣。因語大臣云、入五豆堂者、無如宗我太郎。但、公神識奇相、実勝此人。願深自愛。

右は【史料②】の直前に位置する説話である。確かに、鎌足らが旻法師から周易の講義を受けたのは舒明四年以降でしかあり得ず、編年体に反することとなる。しかしながら、【史料③】までは鎌足の出自・出生・人柄などを讃辞で綴った伝記の導入部として位置づけられるのであり、鎌足の具体的活動が描写される【史料②】以降とは明らかに性質が異なっている。旻法師は鎌足に「公神識奇相、実勝此人」と語ったとあるが、これは鎌足の精神・見識および珍しく優れた相が蘇我入鹿よりも遙かに勝っているという意味であり、乙巳年のクーデター成功を暗示する記述と解される。ゆえに、編年体を崩すこととなるが、【史料③】は乙巳の変に向けた積極的活動が展開される【史料②】以前に配置されるのが最も

相応しいのである。

また、【史料③】冒頭には「寵幸近臣宗我椽作」とあるが、入鹿はどの天皇の寵臣であったのか。参考となるのは『紀』皇極元年正月辛未条「皇后即天皇位。以蘇我臣蝦夷為大臣、如故。大臣見入鹿更名。自執国政、威勝於父。由是盜賊恐撰、路不拾遺」である。『紀』における入鹿の初見史料となるが、その内容は【史料③】冒頭部分と同工異曲としてよい。したがって、入鹿は皇極の「寵幸近臣」だったことが判明し、畢竟、「嘗群公子」以下の所伝は、皇極朝より前、旻法師が唐から帰国した舒明四年八月以降の出来事と押さえ得る。詮ずるところ、旻法師の堂における説話は「寵幸近臣宗我椽作、威福自己、權勢傾朝。咄咄指麾、無不靡者。但、見大臣自肅如也。心常恠之」と一連のものなのであり、【史料②】に引き付けて理解すべきではない。『家伝』は決して自己矛盾を露わにしている訳ではないのである。

最後に（ウ）であるが、そもそも『本朝皇胤紹運録』の信憑性が問題となるのだが、それを度外視しても従うことはできない。『紀』天智七年二月戊寅条によって、大田皇女が長女、持統が次女であることが知られる。もし皇極三年春に中大兄と蘇我倉山田石川麻呂の女が婚姻関係を結び、同年中に大田皇女を儲けたなら、持統の翌大化元（皇極四）年生誕説は決して支障を来さない。さらに付言すれば、『家伝』の「及于三春忽至、百両新迎」を皇極四年の春に婚家が実施されたと扱っているが、それは単純な誤解であり、皇極三年の春が正しい。

如上の論及により吉川説の問題点が浮き彫りになったと思うが、さらに『家伝』の「及岡本天皇御宇之初」を「及後岡本天皇御宇之初」ないし「後岡本天皇御宇之初」であったと推測する点、『紀』編者の過誤によって皇極元年が皇極三年になってしまったとする点に関し検討を加えていきたい。

まず前者であるが、【史料②】に「俄而岡本天皇崩。皇后即位」とみえるからには、その前掲箇所は舒明御宇のことを物語っているはずである。加えて、後者に関しては以下の史料を素材に反駁していく。

【史料④】『紀』皇極四年六月戊申条

中大兄見_レ子麻呂等畏_レ入鹿威、便旋不_レ進曰、咄嗟、即共_二子麻呂等_一、出_二其不意_一、以_レ劍傷_二割入鹿頭肩_一。入鹿驚起。

子麻呂運_レ手揮_レ劍、傷_レ其一脚。入鹿転_レ就御座、叩頭曰、当_レ居_二嗣位_一、天之子也。臣不_レ知_レ罪。乞垂_二審察_一。天皇大驚、詔_二中大兄_一曰、不_レ知_レ所作、有_二何事_一耶。中大兄伏_レ地奏曰、鞍作尽滅_二天宗_一、將_レ傾_二日位_一。豈以_二天孫_一代_二鞍作

一耶。蘇我臣入鹿
更名鞍作天皇即起入_二於殿中_一。佐伯連子麻呂・稚犬養連網田、斬_二入鹿臣_一。

乙巳の変断行の様子が克明に描写されているが、中大兄の奏言「鞍作尽滅_二天宗_一、將_レ傾_二日位_一。豈以_二天孫_一代_二鞍作耶」は、蘇我入鹿暗殺というクーデター挙行の第一義的要因を端的に示している。「家伝」では「中大兄伏_レ地奏曰、鞍作尽滅_二天宗_一、將_レ傾_二天位_一。豈以_二帝子_一、代_二鞍作乎_一」とあり、若干の字句の相違がみられるが、『紀』と内容は合致している。『書紀集解』は「天宗」について「按謂_二天子宗室_一也。指_二山背ノ王等_一也」という注釈を施すが、同様の解釈はすでに『扶桑略記』皇極四年六月条にみえている。「盡滅_二天（王）宗_一」とあるからには、王族全体を潰滅させ入鹿自らが騰極しようとする意に捉えるべきだが、それは誇張された表現に過ぎない。なぜなら、入鹿が山背大兄王らを廃し古人大兄を皇位に擁立すべく独り画策したと『紀』皇極二年一〇月戊午条は語っているからだ。したがって、『扶桑略記』および『書紀集解』が説くように、実質的には上宮王家滅亡事件を指しているとして誤りなからう。

翻って、『紀』に眼を投じるが、皇極二年一二月丙子朔条に上宮王家滅亡事件が記された後、皇極二年是歳条を挟んで、鎌足の三島退去、軽・中大兄両皇子への接近、中大兄と蘇我倉山田石川麻呂の女との婚姻の仲介、佐伯連子麻呂・葛木稚大養連網田の推挙といった乙巳の変決行への具体的経緯を列挙する皇極三年正月乙亥朔条が続いている。『紀』皇極三年正月乙亥朔条で鎌足の履歴が一括して記されているのは、『紀』編纂者のよく使う書法なのであり、もちろん事実を語ったものではない。皇極二年是歳条であるが、百済の太子・餘豊が三輪山で養蜂を試み失敗に終わったことを記している。蜜蜂の飼育の成否が出るにはある程度の期間が必要であり、だからこそ是歳条に配置されるに至った。よって、『紀』では上宮王家滅亡事件と皇極三年正月乙亥朔条の諸事象がスムーズに接続しているといえるのである。

如上の事柄および【史料④】の中大兄の発言を合わせ考えるに、『紀』で上宮王家滅亡事件と乙巳の変に向けた鎌足の諸活動が連続するのは、上宮王家を滅亡させたことを糾弾する中大兄の奏言を踏まえた『紀』編者の述作と把握してよいのではないか。横田健一は、乙巳の変から余り隔たらない時期に「入鹿誅滅物語」なるものが作成され、「それが長い間に何通りかに転写される間に増補が別になされたりして、異なったテキストができ」たとし、そのうちの一本ないしは数本を参照して『紀』および『家伝』が編纂されたと述べる。^①共通の原資料を基にして両書が編修されたと解するのだが、それには乙巳の変に至る事実経過として舒明朝初頭における三島退居、上宮王家滅亡事件以前における軽および中大兄への接近といった『家伝』が示す事柄が記載されていた蓋然性が強い。『家伝』はそれら所伝を踏襲したのだが、『紀』編者はそれに記録されていた中大兄の発言、すなわちクーデター決行の直接的要因を山背大兄王らの殺害に求める箇所に着眼し、上宮王家滅亡事件の直後に鎌足による諸活動をひとまとめに掲げるに及んだと想定されるのである。

『家伝』は、蘇我氏本宗家打破を胸中に秘めた中臣鎌足が軽皇子に接近するものの、「皇子器量、不_レ足_ニ与謀_ニ大事_一」という理由で彼の元を去ったと記している。『上宮聖徳太子伝補闕記』および『聖徳太子伝暦』^②は、蘇我入鹿に随い上宮王家を滅亡に追い込んだ人物の一人として軽皇子の名を挙げている。事実は『家伝』が記すように、身に害が及ぶのを恐れ余儀なく行動を共にした可能性もあろうが、討伐対象たる入鹿に近づく動きを見せたため鎌足は軽皇子の元を離れたと考え得るのではないか。

以上、吉川説の是非につき分析を試みたが、種々の疑点が浮上し是認することはできない。筆者は『家伝』の記載が乙巳の変に至る事実経過として最も妥当なものと考ええる。

① 吉川敏子「中臣鎌足の三島退去の時期についての試案」『続日本紀研究』三一六、一九九八年。

② 森公章は吉川説に賛意を表している（「中臣鎌足と乙巳の変以降の

政権構成」『日本歴史』六三四、二〇〇一年、「倭国から日本へ」『日本の時代史3 倭国から日本へ』、吉川弘文館、二〇〇二年）。

③ 『紀』舒明四年八月条。

- ④ 『新校群書類従』第三巻。
 ⑤ 『大日本仏教全書』聖徳太子伝叢書。
 ⑥ 横田健一「大織冠伝と日本書紀」「白鳳天平の世界」、創元社、一九七三年、初出一九六八年。
 ⑦ 『書紀集解』巻下、国民精神文化研究所、一九三七年。
 ⑧ 「中大兄皇子奏云、入鹿尺滅、皇太子、將傾天位。意指殺山背大兄王等事也」とみえる。
 ⑨ 『家伝』には「以某月日、遂誅山背大兄於斑鳩之寺」とみえ、山背大兄王死去の具体的日時を記してはいない。『紀』皇極二年一月丙子朔条は「十一月丙子朔、蘇我臣入鹿遣小徳巨勢徳太臣・大仁土師婆婆連、掩山背大兄王等於斑鳩」に始まり、彼らの襲撃から逃れた山背大兄王らは膽駒山に四・五日滞留、発見されて後、斑鳩寺に入り自経するという流れとなっている。したがって、山背大兄王らが何時自経したかは『紀』からは見出し得ないこととなる。おそらく、それは後世に正確に伝来しなかったためであり、『家伝』の表記が正鶴を射たものであると考えられる。
 ⑩ 井上光貞「大化改新と東アジア」『岩波講座日本歴史？ 古代2』、岩波書店、一九七五年。
 ⑪ 横田健一註⑥前掲論文。同「藤原鎌足伝研究序説——『家伝』の成立——」註⑥前掲書、初出一九六五年。なお、坂本太郎著作集第六巻『大化改新』（吉川弘文館、一九八八年、初版一九三八年）も参照のこと。

第二章 軽皇子の宮の所在地

中臣鎌足は『紀』では三島、『家伝』では「三嶋之別業」に退去したとみえる。その所在地であるが、諸史料に徴する

- ⑫ 『大日本仏教全書』聖徳太子伝叢書。なお、一つの憶測を述べておきたい。『紀』皇極二年一月丙子朔条・『上宮聖徳太子伝補闕記』『聖徳太子伝暦』により、巨勢徳太臣が山背大兄王等の殺害に参画したことが知られる。意を注ぐべきは、天平一九年「法隆寺伽藍縁起并流記資財帳」（『大日本古文书』二一五七九頁・六一一頁）である。
 (A) 亦小治田天皇大化三年歲次戊申九月廿一日己亥、許世徳随高臣宣命為而、食封三百烟入賜成（略）
 (B) 合食封參佰戸
 右 本記云、又大化三年歲次戊申九月廿一日己亥、許世徳随高臣宣命納賜、己卯年停止、
 (A)は縁起部分、(B)は資財帳部分に含まれるが、(B)にみえる「本記」によって(A)が執筆されたことは間違いない。小治田天皇（推古）および戊申（大化四年の干支）と両史料には不都合な記述がみえるが、天武八（己卯）年四月乙卯条には「詔曰、商、量諸有食封寺所由、而可加加之、可除除之」とあって、この制令により食封が國家に還入されたことが明らかとなる。見逃し得ないのは、食封の施入主体が孝徳であり、それに巨勢徳太が係わっている点だ。両者は蘇我入鹿と共に上宮王家を滅亡に導いている。しかも、山背大兄王らが自経して果てたのが斯く言う法隆寺であった。これら諸点を勘案するに、食封施入の目的の一つとして上宮王家の菩提を弔うことを挙げ得るのではないか。

に、島下郡地域、なかでも現在の茨木市域内に求めるのが至当だろう^①。では、両史料にみえる軽皇子の宮は一体何処にあったのか。最初に先学の所説を紹介し、それらに批判を加えていく。

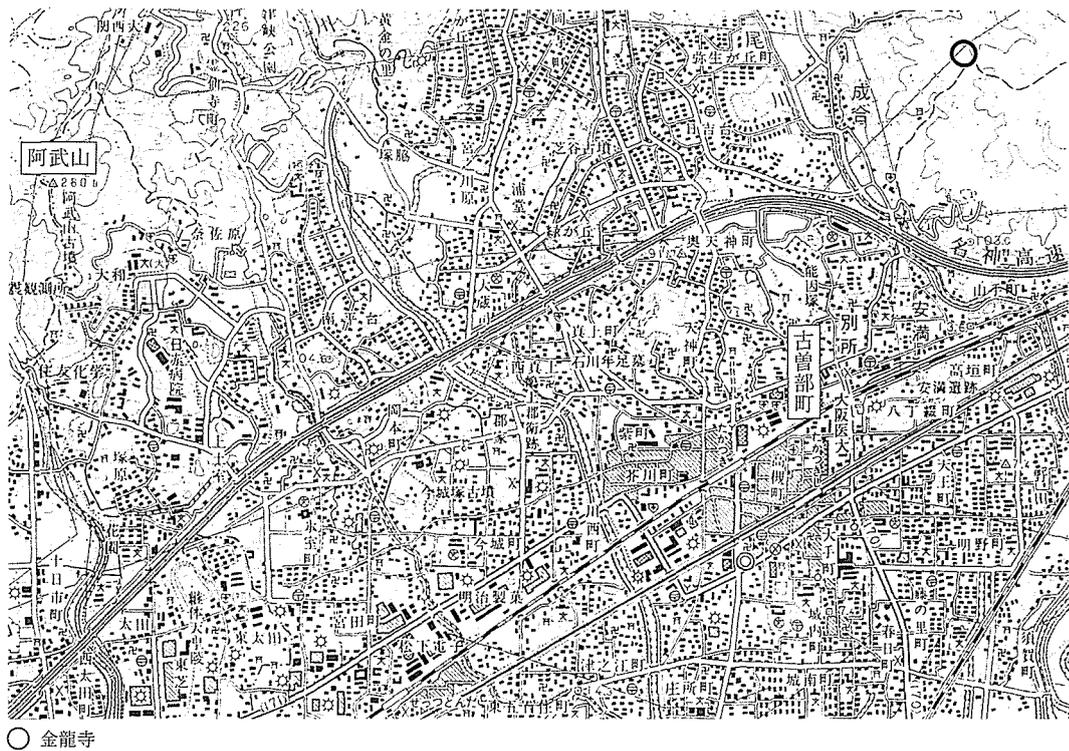
青木和夫は、軽と阿倍倉梯麻呂の女・小足媛との間に生まれた子の名・有間に着目し、皇子宮は有間温泉に営まれたとする^②。有間温泉への行幸は舒明朝に二度行われ、軽自身も大化三年一〇月から一二月まで逗留している。『釈日本紀』巻一四所引「撰津国風土記」逸文^③によれば、有馬の塩湯が発見されたのは島大臣（蘇我馬子）の頃であったという。大化以前、天皇のみならず王族・貴族も頻繁にそこを訪れたことは疑いなからう。青木説で問題となるのは、有間の誕生が舒明一二年であることだ。有間が生まれた頃、妃と共にそこに滞在していたが故にそのような名付けられた可能性はあるものの、軽が皇極朝初頭に有間温泉にいたという確証は実は全く存在しないのである。

次に田村圓澄の見解であるが、田村は、軽の姻戚氏族である阿倍氏に注目、撰津阿倍野（大阪市阿倍野区一帯）が同氏の第二の本拠地であったとし、そこに皇子宮が設置されたと推測する^④。撰津阿倍野に大化前代以来、阿倍氏が勢力を扶植していたとする論者は多いが、その史料上の初見は平安時代末であり問題を抱えている。『紀』大化四年二月己未条には「阿倍大臣請_二四衆於四天王寺、迎_三仏像四軀、使_レ坐_二于塔内。造_三畫鸞山像、累_二積鼓_一為之」とみえており、阿倍野に程近い四天王寺と阿倍内麻呂との繋がり知られるが、これから直ちに阿倍氏と阿倍野との関係を抽出することはできない。しかしながら、姻戚氏族に焦点を据えるのは卓見であり、この方法を継承し後に私見を述べる。

最後に遠山美都男の所説であるが、遠山は、和泉国和泉郡軽部郷あるいは和泉郷に求めている。その根拠として、軽部郷という地名の由来となった部民・軽部は軽皇子に貢納・奉仕を行う存在であったこと、軽皇子の近親者の関係地が両郷周辺に確認されることを挙げる^⑤。だが、鎌足の別業があった三島からはかなりの距離を有しており、少なからぬ疑問を抱かせるのである。

かくして、先学の見解には首肯し得ないのだが、筆者は以下の諸点に注意すべきと考える。【史料①】【史料②】は軽の

地図① 京都西南部 (1 : 50,000)



皇極朝の阿倍氏 (笹川)

皇子宮の所在地を記さず、共通の原資料にもそれが欠けていた可能性は強い。しかしながら、鎌足の「三嶋之別業」に至近な場所に立地していた場合、あえて明記する必要はなからう。『紀』『家伝』ともに中臣鎌足は軽皇子の宮に侍宿したとするが、それは両者の居所が至近であったために実現したと捉えるべきではないか。白雉四年、中大兄が皇祖母命（皇極）以下、公卿大夫・百官人等を率い難波から飛鳥河辺行宮へ移つたのに伴い、孝徳は皇位を捨て山崎に隠棲しようとする。①山崎は現在の京都府乙訓郡大山崎町大山崎から大阪府三島郡島本町山崎にかけての一带に相当し、三島地域とは隣接している。孝徳がなぜ山崎を選択したかについては深い謎に包まれていたといえるが、皇子宮が三島地域に所在したということを前提とすると、スムーズに理解することが可能とならう。しかも、軽皇子の姻戚氏族である阿倍氏と撰津三島地域との関連を見出し得ることは、この際重要となる。以下に、地図①を利用し具体的に論じていく。

【史料⑤】『宇多天皇御記』寛平元（八八九）年二月二日条

二日、甘南扶持還来云、去廿九日申時、始到_三島下郡。審問_三事由、郷人語云、太上天皇御_三此郷、備後守藤原氏助之宅御在所也。率_三若干從卒、乱_三入此宅。家人士女或遁_三亡山澤、或逃_三迷道路、氏助之宅無_レ有_三一人。此為_レ狩_三取安倍山猪鹿也。而夜以_三松炬火。時臨_三暮之間、還_三御此宅。但率_三童子十二人・厩舎二人、悉着_三武装、带_三弓矢、相_三分前後_三騎馬行列云々。今月以_三件山_二為_三院禁野。宇治繼雄為_三專當、勝_三示路頭。行路之人往還艱難、動加_三陵轢、愁吟之甚。胸憶何言_レ口云々。

陽成太上天皇は、島下郡の藤原氏助の邸宅を御在所として安倍山で狩獵を行い、後にそこを院の禁野としたとみえる。安倍山であるが、すでに指摘がある如く、阿武山とみて間違いない。安倍山と表記されることから、時間の推移に伴い「アベ」から「アブ」に訛った可能性を考慮すべきだろう。詮ずるところ、元來は安倍（アベ）山と呼ばれ、阿倍氏に由来する名前ではなかったか。以下に示す三つの事例は、このような私見を補強する素材となると考える。

まず一つ目だが、『新撰姓氏録』左京皇別上に阿倍朝臣と同祖、大彥命の後裔を主張する許曾倍朝臣がみえる。許曾倍

氏の史料上の初出は『紀』大化元年九月戊辰条の阿倍渠曾倍臣であり、古人大兄皇子を討伐する将の一人として登場している。許曾倍氏の本拠は、栗田寛が指摘したように、^⑬鳥上郡内に相当する現高槻市古曾部町付近であったとしてよい。古曾部は応徳三（一〇八六）年成立の『後拾遺和歌集』^⑭に確認される古地名である。なお、加藤謙吉は、阿倍内・阿倍渠曾倍・阿倍引田・阿倍久努・阿倍普（布）勢・阿倍狛・阿倍他（長）田の七氏は血縁的親族関係にあった可能性が高いとし、このような複姓の成立時期を推古朝頃に求めている。従うべき所説であり、ここでは特に阿倍内氏と阿倍渠曾倍氏との密接な結び付きに注意を払っておきたい。

二つ目は、高槻市成合に所在した金龍寺の寺伝である。

【史料⑥】『撰陽群談』巻第一三 寺院の部^⑮

金龍寺 同郡成合村にあり。寺記云、桓武天皇御宇、延暦年中、參議阿倍是雄公草創、始て安満寺と號す。一百歳後、相模守橘敏貞公之一子、謁智證大師、一乗教の師とし、剃髮して法號千觀と稱す。始て箕面山に入つて、一日禿髮の童子、雲に乗じ降臨して、佛場興立の勝地ありと告て、金龍と化す、千觀其金龍の至所を見、将當山の池に入れり、因つて舊院を再建して、遡迺山金龍寺と改む、中興開祖と成れり、于時康保年中也。（後略）

近世の地誌『撰陽群談』に掲載された寺伝によれば、阿倍是雄が延暦年中に建立した安満寺（高槻市に安満の地名が残る）を、康保年中（九六四―六八）に内供奉十禅師・千觀が再興し名称を金龍寺に改めたとある。『撰津名所図会』巻之五も同寺の寺伝を載せるが、金龍寺の創建に關し「康保元年一字を建てて普賢の像を安置す」としており、一方、『大阪府全志』巻之三には「寺伝にいふ、桓武天皇の延暦九年參議阿部是雄の草創にして、安満寺と稱し、坊舎十九宇を有せる宏壯なる精舎なりしが、一百餘年を経て村上天皇の康保元年僧千觀内供、再營して金龍寺と改称せり」と記されている。^⑯安満寺の創建が阿倍氏の手になるという伝承については、古い時代のより著名な人物に寺院の開基を求める傾向が一般的であることから、後世の造作として簡単に片付けてしまうのは避けるべきではないか。河音能平は、阿倍是雄は大同年間に畿内觀

察使および東山道觀察使に任じられた阿倍朝臣兄雄²⁰の誤写と指摘する。加えて、『元亨釈書』巻第四・慧解三の千観伝に「初観止三井旁修浄土。園城之背、西峯魏義不使日観。乃遠覓勝地至撰州。有山、出金色雲。観思靈区而卜居。今之金龍寺也」とあること、『尊卑分脈』は千観について「山崎金龍寺開山」と記すこと、同寺の史料上の初見が康保四年一〇月であることをもって、千観建立を主張する寺伝は信憑性に富むと考えている。²¹『尊卑分脈』・「安倍氏系図」・「安藤系図」²²によれば、阿倍兄雄は阿倍（布勢）御主人の五世孫に当たり、許曾倍氏の者ではない。しかるに、安満寺が所在したと目される高槻市成合と許曾倍氏の蟠踞地と推測される同市古曾部とが指呼の間にあることは興味深い。臆見に過ぎないが、阿倍兄雄は当時の都であつた長岡京から程遠からぬ島上の地に、同族の許曾倍氏の援助を受けて寺院建立を成し遂げたのではなからうか。

三つ目は『大同類聚方』²³である。巻之二九には「志万母度久須利 撰津国島下阿部臣広津麻呂乃方也」とみえる。撰津国島下郡に阿倍氏の者が居住していたことを示す史料となろう。巻之六七（畠山本）に「島下薬 安部朝臣広沢（津の誤写 だろ）麻呂方」とあり、同書にしばしば見受けられる阿倍朝臣広津麻呂と同一人としてよい。『大同類聚方』は大同三年に編述された医方書であるが、早くに散佚し現存諸本は後世の偽撰とされる。ゆえに、先の記載が信頼するに足るかが問題となろう。そこで、阿倍朝臣広津麻呂なる人物を諸史料に求めるに、『続日本紀』に見出すことができる。そこに記される彼の経歴は、延暦三年正月己卯に正六位上から従五位下、四年正月辛亥に兼常陸大掾、同年六月辛巳に従五位上、同年八月丙子に皇后宮少進から大進、同年十一月丁巳に東宮亮、五年正月乙卯に兼越前介、六年三月丙午に式部少輔、七年七月庚午に中衛少将、九年閏三月丁丑に藤原乙牟漏の御葬司となる、以上である。このような事実を押さえ今一度『大同類聚方』を繙くに、巻之三三には「武賀左紀薬 式部少輔安部朝臣広津麻呂乃家伝方」、さらに巻之五八には「波川谷薬 従五位上阿倍朝臣広津麻呂乃掃守田首黒乎等所恵乃方」とみえ、官位・官職が『続日本紀』の記事と一致する。よって、阿倍朝臣広津麻呂を撰津島下郡出身とする流布本『大同類聚方』の記載を無下に退けることは避けるべきではない

か。

もとより、金龍寺の寺伝および『大同類聚方』の記載は絶対的な根拠とは言えない。だが、許曾倍氏の居住から撰津三島地域と阿倍氏との繋がりは否定できないのであり、安倍山と阿倍氏との関連を見出す卑見は必ずしも無稽とは言えない。以上の検討によって、阿倍氏と撰津三島地域との関連が明らかになったといえようが、さらに皇子宮と姻戚氏族との関係を左に押さえておきたい。

『釈日本紀』卷一三・述義九所引「上宮記」逸文^{②⑤}には継体の父系・母系系譜が記されているが、継体の父・汗斯王は弥乎国高島宮（『紀』継体即位前紀では「近江国高嶋郡三尾之別業」）滞在中に、三国坂井県^{②⑥}の多加牟久村より布利比弥命を迎え継体を儲けたと伝えている。取り上げるべきは、継体の母系系譜「伊久牟尼利比古大王児、伊波都久和希児、伊波智和希児、伊波己里和気児、麻和加介児、阿加波智君児、乎波智君、娶余余奴臣祖、名阿那余比弥、生児、都奴牟斯君妹、布利比弥命」だ。伊久牟尼利比古大王（垂仁）の児・伊波都久和希は『記』垂仁段の羽咋君・三尾君の祖である石衝別王、『紀』垂仁三四年三月丙寅条にみえる三尾君の祖・磐衝別命と、その児の伊波智和希は「国造本紀」羽咋国造条の「三尾君祖石衝別命児」である石城別王、および『紀』景行四年二月甲子条の三尾氏磐城別と同一人物と考えられる。かくして、布利比弥命は三尾氏の一族の者と推察できるが、三国坂井県、令制下の越前国坂井郡には水尾郷および三尾郷が存し、三尾氏の拠点であったことはまず間違いない^{②⑦}。また、汗斯王の弥乎国高島宮は後の高島郡三尾郷に所在したことは確実だが、式内・水尾神社も鎮座することから、同地域も三尾氏の勢力圏であったと判断される。高島宮が三尾氏の所領を割いて設けられたか否かは詳らかにし得ないが、継体父母の婚姻は両地域の三尾氏の斡旋によって成就した可能性が高い。したがって、姻戚氏族である三尾氏が高島宮の経営に密接に関与するようになったと考えることができるのではないか。

かようなことを踏まえれば、軽皇子の宮は姻戚氏族である阿倍氏の撰津三島地域の所領に設けられ、加えて同氏がその管理・運営に従事したと想定することは許されよう。

以上、軽皇子の宮の所在を中臣鎌足の別業のそれと同じく撰津三島地域に求めた。脚の病を癒すために滞在した軽皇子の宮は、別宅的なものであったことは言うまでもないが、三島の別業と指呼の間にあったが故に、鎌足は軽に關する情報をすばやく察知し、迅速に行動を起こすに至ったと推測し得るのである。

① 『新撰姓氏録』（田中卓著作集）『新撰姓氏録の研究』、国書刊行会、一九九六年）撰津国神別の中臣藍連と中臣大田連は、それぞれ茨木市安為・太田付近に蟠踞していたと目される。『類聚国史』卷一八二・

仏道九・寺田地、延暦二年四月丙戌条から藤原不比等・房前・清河の野地が島上郡に存したことが判明する。『神宮雜例集』卷第一（『神道大系』神宮編一）には、問題を多分に孕むが、天平一二年に右大臣・大中臣清万呂が春日御社を撰津国島下郡寿久郷（茨木市宿久庄付近）の寿久山御社（式内・須久久神社）に奉遷したとあり、元暦元年（二二三四）年頃作成の『古社記』（『神道大系』神社編一三）春日が引く中臣殖粟連時風による宝龜一一年の置文には、中臣（藤原）氏の祖・天兒屋根命が「撰津国嶋下郡壽久山ニ天降御」と記されている。『宇多天皇御記』（『増補史料大成』1 歴代宸記）寛平元（八八九）年二月二日条（後掲）から、宇合の四世孫・備後守藤原氏助（『尊卑分脈』第二篇）の宅が島下郡に所在していたことがわかる。また、『多武峰略記』天所引「荷西記」（『神道大系』神社編五 大和国）は、当初鎌足が島下郡阿威山に埋葬されたと語る。三島地域と藤原氏・中臣氏との繋がりを読み取ることで、澤田浩「撰津三嶋地域における藤原氏の初期荘園——鎌足・不比等・房前・清河・維繩・師輔など——」（『栃木史学』一四、二〇〇〇年）に網羅されている。

② 青木和夫「藤原鎌足」『日本古代の政治と人物』、吉川弘文館、一九七七年、初出一九六一年。同『日本の歴史』5 古代豪族、小学館、

一九七四年。

③ 『紀』舒明三年九月乙亥条、同年二月戊戌条、一〇年一〇月条、一一年正月壬子条。

④ 『紀』大化三年一〇月甲子条、同年二月晦条。

⑤ 新編日本古典文学全集5『風土記』による。

⑥ 『紀』斉明四年一月甲寅条割注に引かれる「或本云」より、有間皇子はこの時一九歳であったことが知られる。

⑦ 田村圓澄『藤原鎌足』、塙書房、一九六六年。

⑧ 吉田晶『古代の難波』、教育社、一九八二年、直木孝次郎編『難波京と古代の大阪』（学生社、一九八五年）II シンポジウム」における原秀三郎の発言、『新修大阪市史』第一卷・第四章第三節（直木孝次郎執筆、一九八八年、など）。

⑨ 『山槐記』永万元（二一六五）年四月二七日条（『増補史料大成』28 山槐記三）は、住吉社と四天王寺との間で安部野をめぐる堺相論が行われたことを語る。

⑩ 遠山美都男「天化改新 六四五年六月の宮廷革命」、中央公論社、一九九三年。はじめに註②前掲論文。

⑪ 『紀』白雉四年是歳条。

⑫ 天坊幸彦「上代浪華の歴史地理的研究」第三篇・第五篇、大八州出版株式会社、一九四七年、直木孝次郎「藤原鎌足の墓所について」『蘇った古代の木乃伊——藤原鎌足——』、小学館、一九八八年、など。

- ⑬ 栗田寛『新撰姓氏録考證』卷之二、吉川半七、一九〇〇年。
- ⑭ 『後拾遺和歌集』卷第三夏（新日本古典文学大系8『後拾遺和歌集』）に「津の国の古曾部といふ所にてよめる 能因法師」とある。
- ⑮ 加藤謙吉「複姓成立に關する一考察」『大和政權と古代氏族』、吉川弘文館、一九九一年、初出一九七三年。
- ⑯ 昭和二十六年に本堂が比叡山に移築されて無住となり、設置されていた本堂も昭和五八年に灰燼に帰した。現在寺跡は草叢に覆われ、往時を物語るものは石垣のみとなっている。
- ⑰ 『大日本地誌大系』第九冊、大日本地誌大系刊行会、一九三〇年。
- ⑱ 『日本名所風俗図会10 大阪の巻』、角川書店、一九八〇年。
- ⑲ 井上正雄『大阪府全志』卷之三、大阪府全志発行所、一九二二年。
- ⑳ 『日本後紀』大同三年五月己酉条、同年一〇月丁卯条参照。
- ㉑ 『日本紀略』康保四年一〇月二四日条参照。

第三章 阿倍氏の政治的動向

本章では、大化前代における阿倍氏の政治的立場の変遷を、族長的地位にあつた阿倍内麻呂の動向に焦点を絞り素描していく。先に検討素材となる史料を掲げる。

【史料⑦】『紀』推古三十二年一〇月癸卯朔条

冬十月癸卯朔、大臣遣阿曇連^{闕名}・阿倍臣摩侶^二臣、令奏天皇曰、葛城縣者元臣之本居也。故因^三其縣為^二姓名。是以冀之常得^二其縣、以欲^レ為^二臣之封縣。（後略）

【史料⑧】『紀』舒明即位前紀

当^三是時、蘇我蝦夷臣為^二大臣。独欲^レ定^二嗣位、顧畏^二群臣不^レ從、則與^二阿倍麻呂臣議、而聚^二群臣、饗^二於大臣家。食

- ⑳ 『高槻市史』第一卷・本編第三章、一九七七年。
- ㉑ 『新校群書類從』第三卷、『統群書類從』第七輯上。
- ㉒ 『校注 大同類聚方』（大神神社史料編修委員会、一九七九年）による。
- ㉓ 『日本後紀』大同三年五月甲申条。
- ㉔ 田中卓『上宮記』の校訂と解説（田中卓著作集2『日本國家の成立と諸氏族』、国書刊行会、一九八六年）による。
- ㉕ 鎌田純一『先代舊事本紀の研究』校本の部（吉川弘文館、一九六〇年）による。
- ㉖ 天平五年「山背國愛宕郡計帳」（『大日本古文書』一一五三三頁）。
- ㉗ 『延喜式』兵部省。
- ㉘ 拙稿『帝紀』・『旧辭』成立論序説（『史林』八三―一三、二〇〇〇年）を参照のこと。

訖將_レ散、大臣令_二阿倍臣、語_レ群臣曰、今天皇既崩無_レ嗣。若急不_レ計、畏有_レ乱乎。今以_二詎王為_レ嗣。(後略)

両史料には阿倍摩侶(麻呂)なる人物がみえるが、関晃が考証したように、阿倍内麻呂と同一人と捉えて間違いない。^①

【史料⑦】は蘇我馬子による葛城県の割譲要求、【史料⑧】は推古死後の皇嗣をめぐる大夫合議に関するものだが、それらからは阿倍摩侶(麻呂)と蘇我氏との密接な繋がりを看取することができる。阿倍氏は蘇我氏本宗家と深く結び付くことで政界における地歩を固めたのであり、^②少なくとも舒明朝初頭まで良好な間柄が継続していたことが確認される。

関晃は「大化の左大臣阿倍内麻呂について」なる論攷において、蘇我氏と同調する阿倍内麻呂の姿勢は上宮王家滅亡時まで変わらなかったとし、中臣鎌足・軽皇子・阿倍内麻呂という三者の結び付き、すなわち鎌足の軽皇子への接近はそれを契機に『紀』が示す皇極三年正月とそれ程大差ない時期に行われたと解釈した。しかしながら、それ以降考えを改め、阿倍内麻呂の蘇我氏に対する態度は先と同意見なるも、鎌足の三島退居を舒明朝初年、軽・中大兄への接近を上宮王家滅亡事件以前に配列する『家伝』の記載を踏襲するに至っている。^③ 私見も『家伝』が示す事実経過が正しいと考えるが、そもそも蘇我入鹿と共に山背大兄王らを自害に導いた軽皇子に鎌足が接触を試みたとは思えず、旧稿での解釈には容易に従い難い。むしろ、ここで問題とすべきは、阿倍内麻呂の政治姿勢である。関は一貫して上宮王家滅亡事件まで蘇我氏に同調するその態度は変化しなかったとするが、果たして妥当であろうか。軽皇子は姻戚氏族である阿倍氏の撰津三島の所領に皇子宮を営んだが、それは同氏により管理・維持されたと推定される。阿倍氏と軽皇子の緊密な関係を押さえ得るが、これから推測するに、皇極朝初頭において阿倍氏と蘇我氏本宗家との間柄が解消されていないのなら、鎌足は軽に近づくことはなかったといえるのではないか。換言すれば、阿倍氏と蘇我氏との関係に間隙が生じていたが故に、鎌足は軽に接近し、彼および阿倍内麻呂を担ぎ出すことで蘇我氏本宗家の覆滅を企図したと理解すべきではないか。【史料①】によれば、軽は皇子宮において「使_レ寵妃阿倍氏、淨_二掃別殿_一高_二鋪新藤_一、靡_二不_二具給_一」^④め、鎌足を殊に敬仰したという。「寵妃阿倍氏」は阿倍内麻呂の女・小足媛で間違いなく、畢竟、阿倍・蘇我両者の親近な間柄が継続している場合、鎌足がその

野心を軽に漏らせば、阿倍氏を媒介にして蘇我氏本宗家の者の耳に伝わる可能性は大である。かかる点からしても、先の指摘の有効性を窺い知ることができよう。

【史料⑧】から、阿倍内麻呂は大夫合議において議長的役割を果たしていたことがわかり、大夫層のなかでも有力者であったと認め得る。かかる人物が反蘇我の旗幟を鮮明にしていたと目されることより、皇極朝初頭の政界における同家の孤立は進んでいたと観取することができる。だからこそ、蘇我氏本宗家は皇極即位以降、専横な言動を繰り返すこととなるのだらう^④。それでは、阿倍・蘇我両氏の関係悪化はいつ頃生じたのであろうか。以下に試論を述べ、本章を締めることとしたい。

かような問題に対する糸口として、筆者は舒明の百済大宮の所在地に着目する。舒明は御宇八年六月に岡本宮の火災により田中宮に遷御するが、一一年七月には百済大宮・百済大寺造営の詔を発している。当該詔および関連史料を左に列挙する。

【史料⑨】『紀』舒明一一年七月条

秋七月、詔曰、今年、造作大宮及大寺。則以百済川側為宮処。是以西民造宮、東民作寺。便以書直縣為大匠。

【史料⑩】『紀』舒明一一年二月是月条

是月、於百済川側建九重塔。

【史料⑪】天平一九年「大安寺伽藍縁起并流記資財帳」

仍即天皇位十一年歲次己亥春二月、於百済川側、子部社^乎切排而、院寺家建九重塔、入賜三百戸封、号曰百済大寺、（略）

右の三史料および『日本三代実録』元慶四年一〇月二〇日庚子条から、百済大宮・百済大寺は百済川の畔に建立された

ことがわかる。法隆寺と斑鳩宮の位置関係に照らすに、両者は近接した場所に営まれたに違いない。

大宮・大寺の所在地に関しては従来、様々な所説が提示されてきた。なかでも有力視されたのは、北葛城郡広陵町百済周辺に求める説^⑤は天香久山の西北一帯に想定する説^⑦であった。ところが、桜井市吉備の吉備池廃寺の出現により様相は一変する。奈良(国立)文化財研究所の一九九七年以来の継続的な発掘調査により、その全貌は徐々に露わにされつつあるが、以下にその成果を簡潔にまとめる。金堂が東、塔が西に位置する法隆寺式伽藍配置をとるが、前者の基壇は東西約三七米、南北約二五米、高さ二米以上、後者のそれは約三二米四方、高さ約二・八米を計る。東西の回廊間の距離は外側柱列間で約一五六米であり、寺域の東西幅は一八〇米を超える。北面回廊は未発見であるが、寺域の南北幅は二六〇米以上と推定される。また、金堂の南にその中軸線から西に逸れて中門が位置する特異な伽藍配置をとるが(ただし、塔の南にもう一つ中門が存する可能性が高い)、中門の基壇規模は東西約一二米、南北約九・八米と小さく、その他の建物と不均衡を呈する。なお、創建年代は出土した軒瓦から山田寺のそれである六四三年を僅かに遡ると推測され、瓦の出土量が全体的に僅少であること等から短期間のうちに他所へ移建されたと判断される^⑧。以上である。

かかる隔離した伽藍規模を誇る吉備池廃寺は、小澤毅が主張するように百済大寺で誤りなからう。また、【史料⑨】などにみえる百済川であるが、吉備池廃寺のすぐ南方に位置する橋本冠名遺跡の旧河道遺構をそれと見做す所説もあるが、同時期の河川としては否定されている^⑩。現状では米川がそれに該当する可能性が強い。如上の事柄をpushさへ、百済大宮の所在地を考えたい。

【史料⑨】には「西民造^⑪宮、東民作^⑫寺」とみえ、東国・西国の民が動員されたと目されるが、大寺が東に、大宮が西に位置したと読み取るのが素直である。そして、さらに場所を絞り込むためには左の史料が重要となる。

【史料⑫】『紀』舒明一三年一〇月丙午条

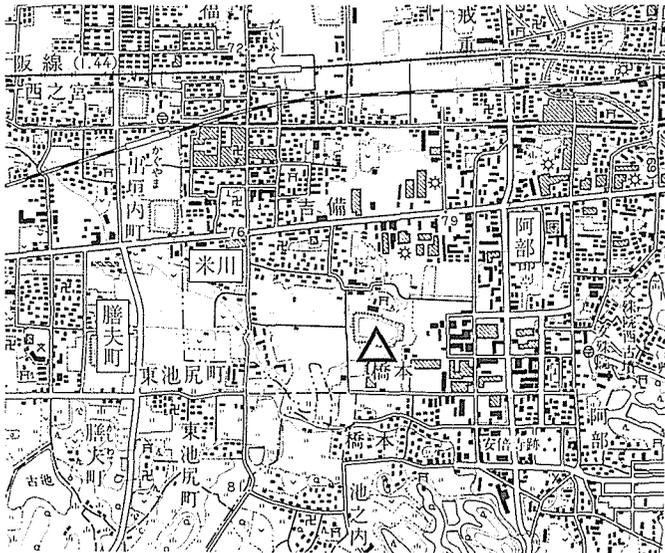
丙午、殯^⑬於宮北。是謂^⑭百済大殯。是時東宮開別皇子、年十六而誅之。

舒明は御宇二年一〇月に百濟大宮に移って後、僅か一年足らずで死亡するに至る。殯宮は「宮北」に営まれたとするが、このような場所が選択されたのはなぜだろうか。ここで、『紀』の時代に相当する天皇の殯宮の設置場所を概観したい（表を参照）。推古以降、南庭に設けられるケースが多いが、その所在をめぐっては定見がなく、分析対象とすることは差し控えたい。問題にしたいのは欽明・敏達・斉明のそれである。敏達は広瀬^⑩、斉明は飛鳥川原と殯宮が河原に設営されたことが知られる。一方、欽明の場

【表】

欽明	河内古市	〔紀〕欽明三年五月条
敏達	広瀬	〔紀〕敏達一四年八月己亥条
推古	南庭	〔紀〕推古三十六年三月癸丑条
舒明	宮の北	〔紀〕舒明一三年一〇月丙午条
孝徳	南庭	〔紀〕白雉五年一〇月壬子条
斉明	飛鳥川原	〔紀〕斉明七年一月戊戌条
天智	新宮	〔紀〕天智一〇年二月癸酉条
天武	南庭	〔紀〕朱鳥元年九月戊申条

地図② 桜井・畝傍山 (1:25,000)



△ 吉備池廃寺

合、具体的な場所は明らかにできないが、河内古市（羽曳野市古市付近）は石川西岸に位置し、河原に営まれた可能性は一概には捨て切れない。かかる諸事例、および【史料⑨】から百済大宮自体が百済川の畔に営まれたことが確認できることより、舒明の殯宮もまた同処に設置されたと思倣し得る。これによって、百済宮は百済川の南に位置していたことが明らかとなる。それでは、如上で挙げた諸条件を十全に満たす地を吉備池廃寺近辺に見出すことができるのであるうか。地図②を御覧頂きたいが、橿原市膳夫町付近がそれに見事に適合する。これをもって筆者は、橿原市膳夫町付近に舒明の王宮が営まれたと判断したい。^⑧

やや迂遠な考察を繰り返したが、その成果を踏まえ看過すべきでないのは、百済宮が設置されたと目される橿原市膳夫町付近は、阿倍氏の同族である膳氏の本拠地であったのに加え、阿倍氏のそれである桜井市阿部とも指呼の間にあることだ。『紀』では舒明朝は政局の波瀾のなかつた比較的穏やかな時代として描かれているが、筆者は舒明朝後半段階では舒明と蘇我氏本宗家との関係は破綻を来していたと想定している。これをも併せ考えるに、百済宮への遷御に伴い舒明と阿倍氏との緊密な結び付きが生じ、逆に阿倍氏と蘇我氏本宗家との間柄が疎遠となったと推測できるのではないか。勿論、百済大宮・大寺造営の詔が発せられた一年七月以前にすでに舒明と阿倍氏が結び付いており、その結果、同氏の本拠地近辺に王宮が誘致された可能性もあるが、あくまでも想像の域を出るものではない。

- ① 関晃「天化の左大臣阿倍内麻呂について」関晃著作集第二巻『天化改新の研究 下』、吉川弘文館、一九九六年、初出一九六二年。
- ② 大塚徳郎・志田諄一はじめに註③前掲論文。
- ③ 関晃「新稿大化改新」関晃著作集第一巻『天化改新の研究 上』、吉川弘文館、一九九六年。
- ④ 『紀』皇極元年是歳条、二年一〇壬子・戊午条、同年一月丙子朔条、三年一月条などを参照。
- ⑤ 『大日本古文書』二一六二五頁。
- ⑥ 喜田貞吉『帝都』、喜田貞吉著作集第五巻『都城の研究』、平凡社、一九七九年、初版一九三九年、平林章仁「敏達天皇系王族と広瀬郡」『七世紀の古代史——王宮・クラ・寺院』、白水社、二〇〇二年、初出一九八七年、など。
- ⑦ 和田萃「殯の基礎的考察」『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』上、塙書房、一九九五年、初出一九六九年。同「百済宮再考」『季刊 明日香風』一一、一九八四年。
- ⑧ 奈良文化財研究所編集・発行『大和吉備池廃寺——百済大寺跡

——、吉川弘文館、二〇〇三年。

⑨ 小澤毅「吉備池廃寺の発掘調査」『佛教藝術』二三五、一九九七年、および註⑨前掲書第V章1。

⑩ 前園実知雄「桜井市 橋本冠名(カマリナ) 遺跡発掘調査概報」

『奈良県遺跡調査概報』一九八四年度・第二分冊、橿原考古学研究所。

⑪ 『奈良国立文化財研究所年報』一九九一—II。

⑫ 『元亨釈書』卷第二〇・資治表一、舒明天二年正月条には十市郡民

を二分し、百済河の西の民を百済大宮、東の民を百済大寺の造営に使

役したとみえる。このような見解を主張する先学もあるが(喜田貞吉

註⑥前掲書、『広陵町史』「古代」池田源太執筆)、臨川書店、一九

九四年、初版一九六五年、塚口義信「百済大井宮(敏達天皇)——そ

の所在地を探る——」、『ヤマト王権の謎をとく』、学生社、一九九三

年)、吉備池廃寺の卓越した伽藍規模に照らすに、通説のように西

国・東国の民と認識すべきであろう。

⑬ 禁省の庭(和田萃「殯宮儀礼の再分析——服属と儀礼——」註⑦前

掲書、初出一九八〇年)、御所の庭(朝廷)(日本古典文学大系新装版

『日本書紀』下・一九八頁・頭注五)、それら以外の地(吉村武彦

「古代における宮の庭(一)——広場と政(マツリゴト)——」『千葉

大学教養部研究報告』A—18(下)、一九八五年)、南門の外側の広場

(新編日本古典文学全集3『日本書紀』②・五六八頁・頭注六)とい

った諸説がある。

⑭ 大和国広瀬郡、現在の北葛城郡広陵町ないしは河合町河合付近に求

めるのが通説的理解であるが、訳語田幸玉宮の近傍、現桜井市戒重付

近に想定する和田萃の所説(註⑬前掲論文)に従う。

⑮ 和田萃註⑬前掲論文。

⑯ つい最近、和田萃は吉備池廃寺を百済大寺と推定し、百済大宮の所

在地を橿原市膳夫町近辺に求め得る可能性のあることを示唆している

(「飛鳥——歴史と風土を歩く——」、岩波書店、二〇〇三年)。橿原

市膳夫町付近は多武峯領膳夫庄の故地であるが、膳夫庄については永

正二二(一五一五)年の「大和国膳夫莊差図」(西岡虎之助編『日本

莊園絵圖集成』下、東京堂出版、一九七七年)が現在に伝わっている。

差図には坪名が記載されているが、そのなかに「天王ノキ」がみえて

いる。この坪は吉備池廃寺の西方、橿原市出垣内町の米川右岸(黒田

池の南)に位置するが(奈良県立橿原考古学研究所編『大和国条里復

原図』NO82、奈良県教育委員会、一九八〇年)、米川の流路の変化、

天王ノキと天皇という可能性を考慮すれば、百済大宮との関連性が見出せ

るかもしれない、今後の調査・分析が必要となろう。なお、百済宮の所

在地をこのように考えてよければ、横大路の存在と共に、中ツ道と近

接する点は興味深い。交通の要衝たるが故に同地が選択された可能性

があるが、中ツ道の敷設時期ないし通過箇所(特に横大路以南)をめぐ

っては種々の議論が存し即断を許さない。この点についても今後の

検討に委ねたい。

⑰ 『記』孝元段、『紀』孝元七年二月丁卯条、『新撰姓氏録』左京皇別

上・摂津国皇別の高橋朝臣条など。

⑱ 狩野久「御食国と膳氏——志摩と若狭——」『日本古代の国家と都

城』、東京大学出版会、一九九〇年、初出一九七〇年。

⑲ 第二章註⑨前掲拙稿を参照。これに関しては別稿で詳述したい。最

近、三舟隆之は「舒明天皇による王権の強化策とそれに蘇我氏が対立

したこと」が乙巳の変の遠因となったと推測している(『百済大寺の

造営とその性格』『日本歴史』六三九、二〇〇一年)。なお、ここで若

千の私見を付言しておきたい。岡本宮の火災後、舒明は田中宮(『紀』

舒明八年六月条・厩坂宮(『紀』舒明一二年四月壬午条)に遷御する。

岸俊男は両宮とも蘇我氏と関連のある地に所在することより、舒明は

「蘇我氏の庇護のもとにあったことは明白である」と指摘する(『明

日香村史』上巻・歴史編・古代(2)、一九七四年。和田幸も同様に理解しているが(「飛鳥の諸宮と空間」『古代を考える』42 飛鳥古京の検討)、一九八六年)、検討の余地はあろう。『紀』舒明即位前紀には、推古崩御後の皇位継承をめぐる紛争が仔細に記されているが、蘇我蝦夷は田村皇子擁立を志向していたことはまず疑えない。ところが、大臣家で開催された大夫会議では、蘇我氏同族である蘇我倉摩呂(雄当)(公卿補任)孝徳天皇条によれば、大化の右大臣・麻呂の父)は「当時不得_レ便言_レ更思_レ之後啓」と発言し態度を保留する。これより、蘇我氏一族が一枚岩の結束を保持していなかったことを窺い知ることができる。田中宮は橿原市田中町付近に所在したと目されるが、同地は蘇我氏同族の田中臣(『記』孝元段、『新撰姓氏録』右京皇別上・田

おわりに

乙巳の変後、軽が即位し、皇太子に中大兄、左大臣に阿倍内麻呂、右大臣に蘇我倉山田石川麻呂、内臣に中臣鎌足、國博士に僧旻・高向玄理という新体制が発足する。従来、阿倍内麻呂の左大臣就任に関しては、軽の姻戚であったことが大きく作用したと把握されている。もとより、それは確かな指摘だが、早い段階に反蘇我氏立場を鮮明にしたこともその要因のなかに加えて然るべきだろう。さらに、皇極朝初頭における蘇我氏本宗家の政治的孤立を強調したが、それは舒明朝後半にまで遡る可能性が強い。『紀』推古一八年是歳条には、厩戸皇子と蘇我馬子による「天皇記」「國記」といった歴史書の編纂が記されているが、別稿に論及した如く、続く舒明朝にも修史事業が行われている。短期間のうちに大がかりな二度の事業が実施されたことは問題とすべきであり、筆者は、舒明朝の修史の目的は、推古朝における蘇我氏主導の歴史叙述の否定にあったと考えている。それゆえに、舒明朝後半には舒明と蘇我氏本宗家との対立が表面化しており、このようなことが乙巳の変を導いた起点となったと推定しているが、詳細な分析は全て後日に期することにした。

中朝臣条)の勢力圏と想定される。しかし、舒明即位前紀の記載を考慮するに、田中臣がこの当時、蘇我氏本宗家と協調関係にあったとは断言できない。次に厩坂宮だが、橿原市大軽町付近に比定される厩坂の地名起源譚は「『紀』応神一五年八月丁卯条に「百濟王遣阿直岐貢良馬二匹。即養於輕坂上厩。因以阿直岐令掌飼。故号其養馬之処曰厩坂也」とみえる。既に由来する名称であることは確實で、朝廷附属の官司たる馬官(『紀』推古元年四月己卯条)が設置されていた可能性もあり、その官舎を百濟宮に選御するまでの一時的な居所として定めたとも推想される。如上の事柄は徳測の域を出るものではないが、岸や和田のような解釈が唯一無二のものでないことははっきりといえよう。

なお、最後に若干敷衍し後考に備えることとする。第二章で言明したように、摂津三島地域には阿倍氏が居住していた痕跡が窺えるが、閉却すべきでないのは、継体がそこを勢力基盤とした点だ。『延喜式』諸陵寮では継体の奥津城を「三島藍野陵」と記し、^③ 島上郡に所在したとする。継体陵は宮内庁が管理する茨木市太田の太田茶臼山古墳ではなく、高槻市郡家新町の今城塚古墳であるとするのがほぼ定説となっている。継体の前後の大王陵が大和および河内地域に所在することから、その異質性は顕著であり、かの地域を重要な拠点としたが故の所産と把握すべきであろう。

継体と阿倍氏との繋がりにつき幾ばくかの示唆を提供してくれるのが左の史料である。

【史料⑬】『記』継体段

又、娶_二阿倍之波延比売、生御子、若屋郎女。次、都夫良郎女。次、阿豆王。_三桂。

【史料⑭】『紀』継体元年三月癸酉条

次和珥臣河内女曰_二美媛。生_二一男二女。其一曰_二稚綾姫皇女、其二曰_二円娘皇女、其三曰_二厚皇子。

両史料にみえる継体妃は、所生子の名が一致することからしても、同一人として間違いない。しかし、前者には阿倍が冠され、後者には和珥臣河内の女と記されている。阿倍は氏名ないしは地名（居所名）の可能性が指摘でき、一概には決し難いが、阿倍氏とワニ氏の結び付きはすでに説かれており、^④ 氏名という解釈は魅力的である。不確定要素を多分に含むが、継体の擁立に阿倍氏が荷担した可能性は考慮するに足るのではないか。『紀』における阿倍氏関連の史料のうち信を置き得る最初のものは、阿倍火（大）麻呂臣が大夫に就任したと語る宣化元年二月壬申朔条である。大夫着任は継体擁立に伴う政治的地位の上昇の結果と考えられるのではないか。

主として近江・越前といった畿外地域に勢力基盤を有した継体は、大伴金村により皇位に擁立されたが、大和周縁部を転々とし、二〇年の歳月（一本には七年）を経て磐余に玉穗宮を営んだとされる。^⑤ 鬼頭清明は、継体に始まる王統が磐余を中心とする地域に王宮を設置した積極的要因として、大伴氏がそこを拠地としていた点を挙げる。^⑥ 大化以前に大伴氏が

磐余地域に勢力を扶植した蓋然性は強いが、六世紀前葉以前に遡及するという確証はない。むしろ、磐余の範囲内に阿倍氏の本拠地が包摂される点は見逃すことができず、継体が磐余を選択したのは、阿倍氏の助力の賜物と捉える余地があるのではないか。

以上、憶測を重ねる仕儀となったが、大方の御批判、御教示を頂ければ幸いである。

① 「紀」孝徳即位前紀。

② 第二章註²⁹前掲拙稿。

③ 「記」継体段に「三島之藍陵」、³⁰「紀」継体二五年二月庚子条に

「藍野陵」とみえる。

④ 岸俊男「阿倍仲麻呂と「みかさの山」」『古代宮都の探究』、塙書房、

一九八四年、初出一九八二年。なお、「記」崇神段および「紀」崇神

一〇年九月壬子条によれば、阿倍氏の祖・大毘古命とワニ臣の祖・日

子国夫玖命が共に建波邇安王の討伐に与ったとされる。かかる説話も両者の結び付きを考える上で重要となろう。

⑤ 「紀」継体二〇年九月己酉条。

⑥ 鬼頭清明「磐余の諸宮とその前後」狩野久他編『新版日本の古代』⑤

近畿Ⅰ、角川書店、一九九二年。

⑦ 「桜井市史」上巻・第一章（和田幸執筆）、一九八〇年。鈴木景二

「東大寺の布施屋」『奈良古代史論集』第一巻、一九八五年。

（京都大学文学部研究生

The Abe Clan 阿倍氏 during the Time of the Court of
the Emperor Kogyoku 皇極朝：
The Historical Background of the Coup d'État of 645 (乙巳の変)

by

SASAKAWA Naoki

This paper investigates the political processes behind the coup d'etat of 645 through an analysis of the activities of the Abe clan.

In the first section, the differences between the descriptions of the actual passage of events in the coup d'etat of 645 in the *Nihon shoki* 日本書紀 and the *Toshikaden Jo* 藤氏家伝上 are examined. It is clear that the description of events in the *Nihon shoki* has been reordered by its compilers, and that the description in the *Toshikaden jo* of the withdrawal of Nakatomi Kamatari 中臣鎌足 from Settsu Mishima 撰津三嶋, his siding with Princes Karu 輕皇子 and Naka Oe 中大兄, and the rise of the Kogyoku court prior to the demise of the house of Jogyo 上宮王家 (Prince Shotoku) should be relied upon.

In the second section, I have examined the location of the palace of Prince Karu 輕皇子の宮 as described in the *Nihon shoki* and the *Toshikaden jo*. It was located in Settsu Mishima, as was the estate of Kamatari, and it may be surmised that it was established with the support of the Abe clan who would likely have provided the land as they were related by marriage to the Prince. As a result of the analysis, I have been able to confirm the strong connection between Prince Karu and the Abe clan.

In the third chapter, I have attempted to focus on the political movements of Abeuchi Maro 阿倍内麻呂, who was the Minister of the Left in the Taika era, and the virtual head of the Abe clan. From the descriptions in the *Nihon shoki*, Abeuchi Maro was intimately connected with the Soga clan. But, on the basis of the findings in the previous section, it can be understood that the relationship changed for the worse in the early stage of the Kogyoku court when Kamatari approached Prince Karu. Therefore, it has become clear that Nakatomi Kamatari did actually side with Prince Karu, who was closely related the Abe clan.

From the description in the *Nihon shoki*, we know that Abeuchi Maro was an influential statesman even prior to the reign of Emperor Jomei 舒明天皇.

Because such a person openly opposed the Soga clan, we can assume that the Soga clan was in political isolation at the early stage of the Kogyoku court.